

長崎県道路公社定款

昭和 52 年 2 月 1 日制定

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 役員及び職員（第 6 条～第 1 2 条）
- 第 3 章 理事会（第 1 2 条の 2～第 1 2 条の 5）
- 第 4 章 業務及びその執行（第 1 3 条～第 1 4 条）
- 第 5 章 道路の整備に関する基本計画（第 1 5 条）
- 第 6 章 基本財産の額その他資産及び会計（第 1 6 条～第 2 2 条）
- 第 7 章 雑則（第 2 3 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この道路公社は、長崎県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この道路公社は、長崎県道路公社（以下「公社」という。）と称する。

（設立団体）

第 3 条 公社の設立団体は、長崎県とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 公社は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

（公告の方法）

第 5 条 公社の公告は、長崎県公報に掲載して行う。

第 2 章 役員及び職員

（役 員）

第 6 条 公社に次の役員を置き、地方道路公社法第 11 条ただし書の規定に基づき、副理事長は置かないものとする。

理事 7 名以内（うち理事長 1 名）

監事 2 名以内

- 2 理事のうち、専務理事、常務理事各 1 名を置くことができる。この場合において、専務理事、常務理事は常任とする。

（役員の仕事及び権限）

第 7 条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事

故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長、専務理事及び常務理事を補佐して、公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長、専務理事及び常務理事が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、公社の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省九州地方整備局長又は長崎県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省九州地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を長崎県知事に報告しなければならない。

(役員の内命)

第8条 理事長及び監事は、長崎県知事が任命する。

2 理事は、理事長が長崎県知事の認可を受けて任命する。

3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、内期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

(役員の内業の内止)

第10条 理事長又は理事は監事を、監事は理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の内命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の内職の内止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(理事会の内設置及び構成)

第12条の2 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の内招集)

第12条の3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の内議事)

第12条の4 理事会の内議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の内過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の内議事は、この定款に特別の内定めがある場合のほか、出席理事の内過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の内決するところによる。

4 緊急の内必要があるとき、又は軽微の内事項については、理事長は書面による提案を行うことができる。この場合において、理事の内全員が書面により同意の内意思を表明したときに限り、

その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第12条の5 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書
- (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第13条 公社は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 長崎県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち、地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 公社は、前項の業務のほか、長崎県知事の認可を受けて次の業務を行う。

- (1) 前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し及び管理すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第14条 公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定

めるところによる。

第5章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
一般国道206号	長崎県西彼杵郡時津町元村郷字継石から 長崎県長崎市川平町まで
一般国道202号	長崎県佐世保市江上町釜から 長崎県西海市西彼町小迎まで
一般国道324号	長崎県長崎市新地町から 長崎県長崎市早坂町まで
主要地方道長崎南環状線	長崎県長崎市木鉢町から 長崎県長崎市戸町まで

第6章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 公社の基本財産の額は、689,500万円とし、地方公共団体の出資の額は次のとおりとする。

長崎県689,500万円

(事業年度)

第17条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、長崎県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て長崎県知事に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付さなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整

理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(余裕金の運用)

第22条 社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第7章 雑 則

(運営に関する細則)

第23条 社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、社の設立の日から施行する。

(最初の役員任期)

- 2 社の最初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

- 3 社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、社の設立の日から昭和52年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

- 4 社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、社設立後遅滞なく、長崎県知事の承認を受けなければならない。

附 則 <昭和52年9月1日改正>

- 1 この定款は、昭和52年9月1日から施行する。(15条、16条関係)

附 則 <昭和57年7月31日改正>

- 1 この定款は、昭和57年8月9日から施行する。(15条関係)

附 則 <昭和57年12月17日改正>

- 1 この定款は、昭和57年12月17日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和58年2月12日改正>

- 1 この定款は、昭和58年2月12日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和58年5月16日改正>

- 1 この定款は、昭和58年5月18日から施行する。(15条関係)

附 則 <昭和58年8月26日改正>

- 1 この定款は、昭和58年8月26日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和59年3月12日改正>

- 1 この定款は、昭和59年3月12日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和60年3月6日改正>

- 1 この定款は、昭和60年3月6日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和61年6月6日改正>

- 1 この定款は、昭和61年6月6日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和61年7月12日改正>

- 1 この定款は、昭和61年7月12日から施行する。(7条関係)

附 則 <昭和61年9月16日改正>

- 1 この定款は、昭和61年9月17日から施行する。(15条関係)

附 則 <昭和61年11月25日改正>

- 1 この定款は、昭和61年11月25日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和62年3月23日改正>

- 1 この定款は、昭和62年3月23日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和62年5月27日改正>

- 1 この定款は、昭和62年5月27日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和63年2月27日改正>

- 1 この定款は、昭和62年2月29日から施行する。(15条関係)

附 則 <昭和63年3月30日改正>

- 1 この定款は、昭和63年3月30日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和63年4月21日改正>

- 1 この定款は、昭和63年4月21日から施行する。(16条関係)

附 則 <昭和63年5月23日改正>

- 1 この定款は、昭和63年5月24日から施行する。(15条関係)

附 則 <昭和63年12月21日改正>

- 1 この定款は、昭和63年12月21日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成元年3月29日改正>

- 1 この定款は、平成元年3月29日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成元年10月3日改正>

- 1 この定款は、平成元年10月3日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成2年2月1日改正>

- 1 この定款は、平成2年2月1日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成2年3月30日改正>

- 1 この定款は、平成2年3月30日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成2年7月5日改正>

- 1 この定款は、平成2年7月5日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成3年8月9日改正>

- 1 この定款は、平成3年8月9日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成5年4月20日改正>

- 1 この定款は、平成5年4月1日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成6年1月28日改正>

- 1 この定款は、平成6年1月31日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成6年3月23日改正>

- 1 この定款は、平成6年3月23日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成6年8月26日改正>

- 1 この定款は、平成6年8月26日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成7年6月8日改正>

- 1 この定款は、平成7年6月8日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成8年3月11日改正>

- 1 この定款は、平成8年3月11日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成8年11月25日改正>

- 1 この定款は、平成8年12月2日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成8年12月11日改正>

- 1 この定款は、平成8年12月11日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成9年3月31日改正>

- 1 この定款は、平成9年3月31日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成18年1月26日改正>

- 1 この定款は、平成18年1月26日から施行する。(16条関係)

附 則 <平成18年3月20日改正>

- 1 この定款は、平成18年4月1日から施行する。(15条、16条、22条関係)

附 則 <平成19年9月19日改正>

- 1 この定款は、平成19年11月30日から施行する。(15条、16条関係)

附 則 <平成20年12月15日改正>

- 1 この定款は、平成20年12月15日から施行する。(22条関係)

附 則 <平成22年1月15日改正>

- 1 この定款は、平成22年4月1日から施行する。(15条関係)

附 則 <平成23年3月23日改正>

- 1 この定款は、平成23年4月1日から施行する。(15条、16条関係)

附 則 <平成24年3月23日改正>

- 1 この定款は、平成24年4月1日から施行する。(15条、16条関係)

附 則 <平成25年3月26日国土交通省九州地方整備局長認可>

- 1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。